

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、 自立支援医療（精神通院医療）の 受給者証の有効期間を自動で1年間延長します。

診断書の取得、市町村窓口
への手続きは不要です！！

- 令和2年3月1日から令和3年2月28日までの間に有効期間が満了する方について、有効期間をそれぞれ1年間延長します。
- 現在お持ちの受給者証は、記載された有効期間満了後から1年間引き続き有効とみなされますので、窓口でそのままお使いください。
注！）今回の延長により新しい受給者証は発行しません。

★有効期間延長措置の詳細

- ✓ 対象者：令和2年3月1日から令和3年2月28日までの間に受給者証の有効期間が満了する方
（診断書の添付の有無に関わらず 全員が対象）
- ✓ 延長期間：1年間

※延長後の有効期間の満了日は、「令和2年3月1日時点で有効であった受給者証」の有効期間の満了日に1年を加えた日となります。

（例）現在お持ちの受給者証の有効期間の満了日：令和2年9月30日
延長後の有効期間の満了日：令和3年9月30日

★所得など申請事項に変更があった方について

- ✓ 受給者証の記載事項等に変更が生じた場合（平成30年から令和元年にかけて所得が大きく減少した場合、受診する指定医療機関を変更したい場合など）は、市町村窓口にて「変更申請」を行ってください。
- ✓ 変更の手続きは、郵送等による申請が可能な場合もあります。お住まいの市町村にお問い合わせください。

◎ご不明な点は、お住まいの市町村窓口にお問い合わせください。



長野県 PR キャラクター「アルクマ」

©長野県アルクマ

長野県健康福祉部 保健・疾病対策課